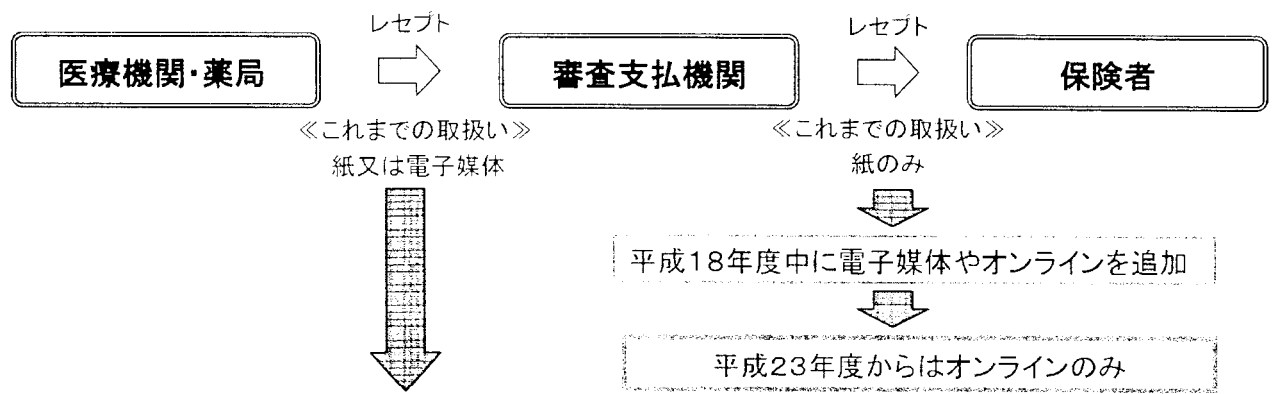


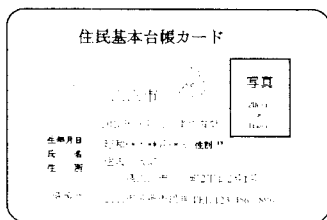
レセプトのオンライン化



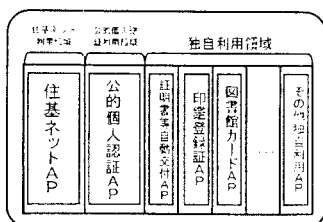
1. 平成18年4月から、これまでの紙又は電子媒体に加えて、オンラインによる請求も可能としたところ。
2.
 - ① 平成20年4月からは、段階的にオンライン請求に限定
 - ・ 病院：規模、コンピュータの機能・導入状況により、20年度から(400床以上)、21年度から(400床未満)等
 - ・ 診療所：コンピュータの導入状況により、22年度から(既に導入している診療所)、それ以外は23年度から
 - ・ 薬局：コンピュータの導入状況により、21年度から(既に導入している薬局)、それ以外は23年度から
 - ② 平成23年4月からは、原則として全てのレセプトがオンライン化

住民基本台帳カード

希望者に住民基本台帳カード(ICカード)を交付



(ICチップ部分のイメージ)



- ① 日常生活での本人確認に使える。
⇒写真付きのものは、公的な証明書として利用できる。(金融機関窓口、携帯電話契約時における本人確認)
- ② 市町村における本人確認に使える。
⇒住民票の写しの交付や転入等の際の本人確認。全国どこでも住民票の写しが交付できる。転入転出手続きで窓口へ行くのは転入時1回だけ。
- ③ インターネットを使った電子申請での本人確認に使える。
⇒電子申請に使われる電子証明書(公的個人認証サービス)の格納媒体になる。(例) e-Taxでの確定申告
- ④ 市町村内でワンカード化。
⇒証明書等自動交付、印鑑登録証、図書館カード等に利用できる。

住民基本台帳カードの記載事項等

I 券面記載事項

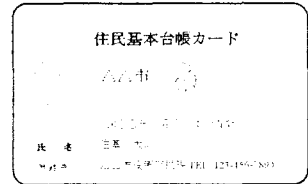
(A) 氏名、住基カードである旨、交付地市町村名、有効期限

希望者はさらに

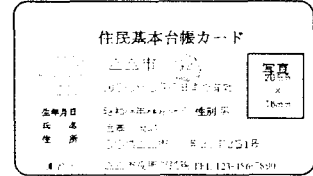
(B) 生年月日、性別、住所、写真（→身分証明書）

※ 券面に住民票コードは記載されません。

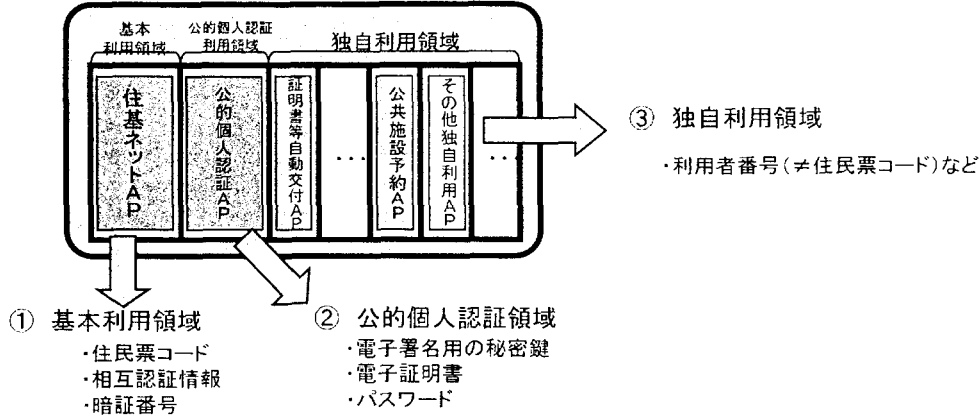
様式
A



様式
B



II ICチップへの記録事項



住民基本台帳カードの交付の流れ

<主な作業項目>

<主な作業内容>

① カード交付申請

本人確認

・住民から住民基本台帳カード交付申請
・本人確認（運転免許証など写真付きの官公署発行の免許証等で確認。これらが無い場合は住民基本台帳カードを申請した住民の住所に照会書を送付し、後日、住民がその回答書及び本人確認書類（市町村の交付する敬老手帳など。写真なしで可）を持参することにより確認。）

② 申請内容の審査・システムへの登録

・申請内容のチェック
・二重交付に該当しないかのチェック
・申請内容をシステムに登録

③ カード券面印刷・ICチップへのデータ書込

・住民基本台帳カード表面に氏名、有効期限等を印刷。身分証明書とする場合は、更に、住所、生年月日、性別、写真を印刷。
・カードICチップ内に住民票コード、相互認証情報等を記録。

④ 暗証番号設定・カード有効化

本人確認
(即日交付でない場合)

・住民が住民基本台帳カードに暗証番号を設定。
・暗証番号の設定によりカード利用が可能になる。

・即日交付でない場合、住民基本台帳カードを申請した住民の住所に照会書を送付し、窓口で住民の持参した回答書及び本人確認書類により本人確認。

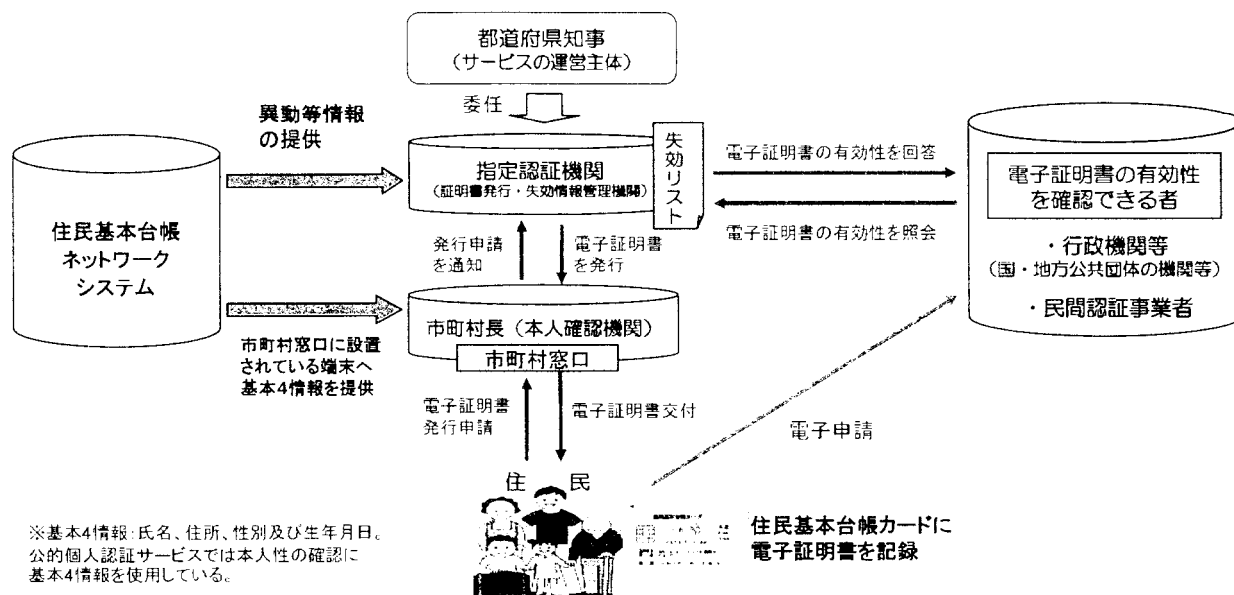
⑤ カード交付

<凡例> 住民と職員が窓口で行う作業
 職員が行う作業

公的個人認証サービスの概要

○ 成りすまし、改ざん、送信否認などのデジタル社会の課題を解決しつつ、電子政府・電子自治体を実現するためには、確かな本人確認ができる個人認証サービスを全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供することが必要。

→ 平成16年1月29日、公的個人認証サービスの提供を開始。
(電子証明書の有効期間3年間、発行手数料500円)



公的個人認証サービスの特長

1. 厳格な本人確認
 - ・本人確認に基本4情報(氏名、住所、性別及び生年月日)を使用。
 - ・住民基本台帳ネットワークと連動して、毎日、失効情報を更新することにより、厳格な本人性の確認を実現。
2. 電子証明書の用途
 - ・主な用途は、国税の電子申告・納税システム(e-Tax)、自動車のワンストップサービス、不動産の登記等
 - ・法律の規定により、電子証明書の有効性を確認できる者(署名検証者)を現在は行政機関等、民間認証事業者に限定。
3. サービス利用に必要な費用

(電子申請を行う住民)

 - ・電子証明書の発行を申請する際に手数料(500円)を市町村窓口を支払う。
 - ・自宅のパソコン等で電子申請を行うには、ICカードリーダーライターを別途、準備する必要。

(失効情報の提供を受ける署名検証者)

 - ・情報提供手数料を指定認証機関に支払う。
4. 電子証明書の格納媒体
 - ・電子証明書は、一定のセキュリティを満たすICカードに格納可能。
 - ・現在使用されている格納媒体は、住民基本台帳カードのみ。
5. 二重発行の禁止

電子証明書の二重発行を禁止している(法第6条)。
6. 電子証明書の発行状況

平成19年9月末現在で、約27.6万枚。

公的個人認証を活用するメリット

個人情報資産を預かるシステムの認証基盤として、公的個人認証には以下のメリットがある。

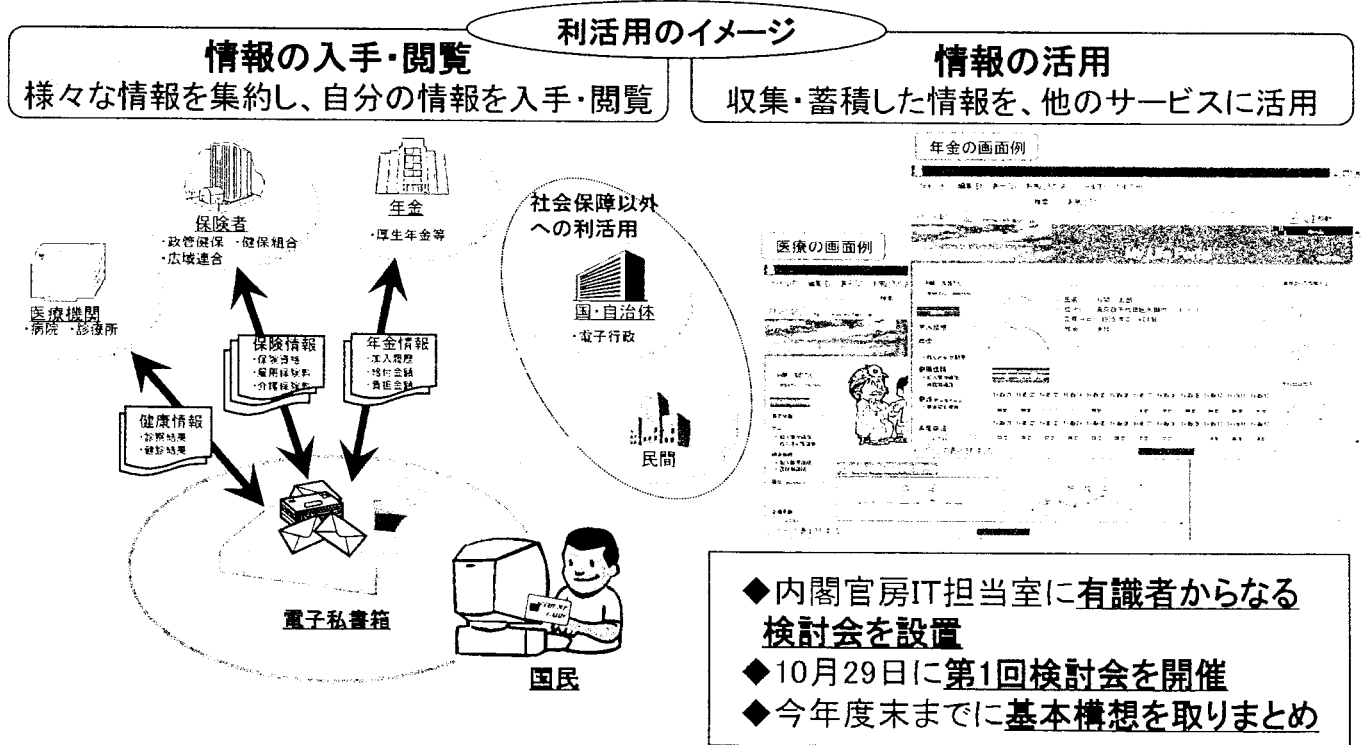
- ◆「成りすまし」の防止により厳格な本人確認が可能
- ◆「改ざん」「送信否認」防止による高セキュリティ情報の取扱いに最適
- ◆公的主体(地方公共団体が自ら運営)による認証基盤として3年間の安定運用実績
- ◆既存の基盤・法制度(公的個人認証法)の活用による迅速なスタート
- ◆既存設備等(センタ、全国の市区町村窓口)が利用可能

セキュリティ面

運用面

参考資料 4

医療機関や保険者等に個別管理されている情報を、希望する国民が自ら入手・活用できる仕組みを検討し、2010年頃のサービス開始を目指す。



現行の年金手帳・被保険者証について

	年金手帳	健康保険被保険者証 国民健康保険被保険者証	介護保険被保険者証	雇用保険被保険者証
根拠規定	国民年金法第13条 厚生年金保険法施行規則第81条 年金手帳の様式を定める省令	健康保険法施行規則第47条 国民健康保険法施行規則第6条、第20条	介護保険法施行規則第26条	雇用保険法施行規則第10条
必要になる場合	●年金や一時金の請求をするときに社会保険事務所に提示 ●年金や一時金についての相談を受けるとき 社会保険事務所に提示 ●被保険者の氏名及び住所等に変更のあったときに社会保険事務所等に提出 等	●保険医療機関等で診療を受けようとするとき、保険医・医療機関の窓口へ提出 【健保】 ●被保険者の氏名及び事業所名称等に変更のあったときなどに、社会保険事務所又は健康保険組合へ提出 【国保】 ●被保険者の氏名及び世帯主の住所等に変更のあったときなどに、市町村又は国民健康保険組合へ提出	●要介護・要支援認定の際、市町村へ提出 ●介護サービスを受けようとするとき、事業者又は施設の窓口へ提示 ●被保険者の氏名及び住所等に変更のあったときに市町村へ提出 ●被保険者が被保険者の資格を喪失したときに市町村へ提出 等	●雇用保険被保険者証の交付を受けた者が一度被保険者資格を喪失し、再び被保険者となった場合に、事業主に提示 ●被保険者が他の事業所に転勤した場合や氏名を変更した場合に、事業主に提示 ●被保険者となったことの確認の請求をしたときに、公共職業安定所に提出
交付主体	社会保険庁長官	【健保】社会保険事務所等又は健康保険組合 【国保】市町村又は特別区又は国民健康保険組合	市町村等	公共職業安定所長
交付対象	1 厚生年金の被保険者 2 国民年金第1号被保険者・第3号被保険者	【健保】被保険者及び扶養者 【国保】被保険者	第1号被保険者 第2号被保険者のうち、1 要介護(支援)認定を申請した者及び2 介護保険被保険者証の交付を申請した者	被保険者
交付単位	個人	原則、個人単位 ただし、国保と健保組合においては、経過的に世帯単位の交付を認めているところ。	個人単位(第2号被保険者については、要介護(支援)認定を申請した者若しくは交付を希望した者に交付)	個人
交付手続	【国年】 ●第1号被保険者は市町村に資格取得届を提出 ●第3号被保険者は、その配偶者が使用される事業主又はその配偶者が加入する共済組合等に資格取得届を提出 【厚年】 ●事業主が社会保険事務所等に資格取得届を提出	【健保】 ●事業主が被保険者に資格取得届を提出 ●被扶養者については、被保険者が事業主を経由して被保険者に被扶養者届を提出 【国保】 ●被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が資格取得届を市町村に届出	【第1号被保険者】 ●65歳到達による資格取得については、市町村への届出不要 ●他市町村からの転入による資格取得には、届出が必要 （住民基本台帳法に基づく転入届があったときに、介護保険の資格取得の届出があったものとみなされる。ただし、住所地利例の場合を除く。） 【第2号被保険者】 次のいずれか ●保険者に要介護(支援)認定を申請 ●保険者に介護保険被保険者証の交付を申請	●事業主が公共職業安定所に資格取得届を提出

	年金手帳	健康保険被保険者証 国民健康保険被保険者証	介護保険被保険者証	雇用保険被保険者証
券面記載事項 ((*)は自署)	氏名 生年月日 性別 基礎年金番号 交付年月日 変更後の氏名(変更日) 「国民年金の記録」欄 資格取得年月日(*) 被保険者の種別(*) 資格喪失日(*) 資格の種別変更日(*) 「厚生年金保険の記録」欄 事業所名(*) 事業所所在地(*) 資格取得年月日(*) 資格喪失日(*)	氏名 生年月日 性別 住所(健保は被保険者証裏面等に自署) 被保険者記号番号 保険者番号 保険者名 交付年月日 資格取得年月日 世帯主氏名【国保】 被保険者氏名【健保・被扶養者の場合のみ】 有効期限【国保】 事業所名称【健保】 事業所所在地【健保】 保険者所在地【健保】	氏名 生年月日 性別 住所 被保険者番号 保険者番号(保険者の名称・印) 交付年月日 要介護状態区分等 認定年月日 認定の有効期間 居宅サービス等における区分支給限度基準額(サービスの種類とその種類支給限度基準額) (※パウチヤーを発行する市町村についてはパウチヤー切り分け額) 認定審査会の意見及びサービスの種類の指定 給付制限(内容及び期間) 居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者及びその事業者の名称(届出年月日) 介護保険施設等種類・名称(入退所年月日) (※労災保険の介護補償給付等の受給者についてはその旨と常時介護・随時介護の別を記載)	氏名 生年月日 被保険者番号
媒体	紙	紙・プラスチックカード・ICカード 等	紙	紙
返納の必要	なし (原則、生涯ひとつ)	あり (資格喪失時及び更新時)	あり (資格喪失時)	なし
有効期限	なし	あり(保険者により異なる)	なし	なし
被保険者資格の管理方法	基礎年金番号と4情報(氏名、住所、生年月日、性別)	【健保】 保険者番号、被保険者記号番号及び3情報(氏名、生年月日、性別) 【国保】 保険者番号、被保険者記号番号及び4情報(氏名、住所、生年月日、性別)	保険者番号、被保険者番号と4情報(氏名、住所、生年月日、性別) 【第2号被保険者については、1 要介護(支援)認定を申請した者及び2 介護保険被保険者証の交付を申請した者に限り、被保険者として管理	雇用保険被保険者番号と3情報(氏名、生年月日、性別)
番号の変更	なし (原則、生涯ひとつの番号)	なし (ただし、被保険者資格に異動が生じたときは変更する場合がある)	なし (ただし、保険者(市町村)を異動すると変更)	なし (ただし、最後に被保険者でなくなった日から7年以上経過すると新規に付番)
備考	初めて加入した年金制度が共済年金制度の場合、その際には、年金手帳は交付されない(ただし、「基礎年金番号通知書」を交付)	共済加入者には、共済組合員証等が交付されている。 【例: 国家公務員】 ・世帯単位の交付 ・券面には、氏名・性別・生年月日・住所・資格取得年月日・発行機関の所在地・保険者番号名称及び印・交付年月日・有効期限のほか、被扶養者の氏名・性別・生年月日、組合員及び被扶養者資格給付記録を記載 ・媒体は紙		

現行の年金記録情報の提供方法について

参考資料6

	年金見込額試算	年金加入記録照会・年金見込額試算 (電子申請)	年金個人情報提供サービス (ユーザID・パスワード)	ねんきん定期便 [※]
サービス提供者	社会保険庁	社会保険庁	社会保険庁	社会保険庁
サービス利用可能者 (老齢年金受給者を除く)	公的年金制度加入者で 申込日現在50歳以上の方	公的年金制度加入者	公的年金制度加入者 (共済組合等加入者を除く)	公的年金制度加入者 (平成21年4月から)
閲覧・確認方法	1.社会保険庁HPから、 基礎年金番号、氏名、性別、生年月日、住所、現在加入している年金制度の別等を入力(申込み) 2.社会保険庁が年金見込額試算の結果を社会保険庁で管理している住所に郵送	1.公的個人認証サービス又は日本認証サービス(株)の「電子証明書」を取得 2.厚生労働省電子申請・届出システムから ①の電子証明書を添えて申込み 3.結果は、電子文書で通知	1.社会保険庁HPから、基礎年金番号、氏名、性別、生年月日、住所等を入力し、「ユーザID・パスワード」取得の申込 2.社会保険庁から、社会保険庁で管理している住所にユーザID・パスワードを郵送 3.社会保険庁HPから、ユーザID・パスワード等を入力して、利用	○社会保険庁から社会保険庁で管理している住所に郵送
閲覧・確認できる内容	●年金見込額 (共済組合等支給分は除外) ●加入履歴(加入制度、資格取得・喪失年月日、加入月数等)	●年金見込額 (共済組合等支給分は除外) ●加入履歴 (加入制度、資格取得・喪失年月日、加入月数等) ※申込日現在50歳未満の方については、加入履歴のみを回答	●加入履歴 (加入制度、事業所名称、資格取得・喪失年月日、加入月数等) ●過去すべての厚生年金の標準報酬月額及び国民年金の保険料納付状況(納付、未納、免除等の別)	【全年齢共通】 ●加入月数 ●これまでの加入実績に応じた年金見込額 ●保険料納付額(被保険者負担分) ●直近1年分の厚生年金の標準報酬月額及び国民年金の保険料納付状況(納付、未納、免除等の別) 【特定年齢(35歳、45歳、58歳)の方】 ●加入履歴 (加入制度、事業所名称、資格取得・喪失年月日、加入月数等) ●過去すべての厚生年金の標準報酬月額及び国民年金の保険料納付状況(納付、未納、免除等の別) ※平成21年4月から一定期間は、全年齢の被保険者に対して、特定年齢の方と同様の内容を送付 【50歳以上の方】 ●将来の年金見込額 【50歳未満の方】 ●年金額の早見表
利用件数	176,339件 (平成18年度)	327件 (平成18年度)	929,741件 (平成19年8月までのユーザID・パスワード累積発行件数)	-----

※ 平成19年12月～平成20年10月目途の間は、全ての年金受給者及び被保険者に対して、加入期間及び加入履歴を通知する「ねんきん特別便」を送付。

現行の医療費通知等について

参考資料7

	医療費通知	レセプト(診療報酬明細書等)開示	特定健診等の結果に関する情報 (平成20年4月～)	介護給付費通知
情報提供主体	医療保険者	医療保険者	医療保険者	介護保険者
閲覧・通知に係る根拠法令	厚生労働省通知等	個人情報の保護に関する法律第25条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第14条 地方公共団体の個人情報保護条例等	高齢者の医療の確保に関する法律第23条	厚生労働省通知
対象者	医療保険加入者のうち 保険診療(調剤)を受けた者	①医療保険加入者 ②①が未成年又は成年被後見人の場合における法定代理人 ③被保険者が死亡している場合は、その遺族等	40歳以上74歳以下の 医療保険加入者	介護保険被保険者のうち サービスを受給している者
確認・閲覧方法とその頻度	保険者から通知 (頻度は保険者ごとに異なる) (例)政管健保の場合 年2回	保険者に対してレセプト開示を請求 (遺族においては開示を依頼) (例)政管健保の場合 最寄りの社会保険事務所へ、開示請求(依頼)者本人が直接、次の書類を持参又は郵送により手続 ・診療報酬明細書等開示請求書 ・開示請求をされる方の本人確認ができる書類	保険者又は実施機関からの通知等	保険者から通知 (実施している市町村と未実施の市町村があり、実施市町村の中でも、送付の頻度は異なる) 【参考】 介護給付費通知を実施している市町村の数は、全体の約50%(平成18年度)、平成22年度末までに実施率を100%とすることを目標。
確認・閲覧できる内容	内容は保険者ごとに異なる (例) ・該当期間にかかった医療費の総額 ・受診した医療機関名称 ・区分(入院又は通院日数)	開示請求(依頼)をしたレセプト (ただし、開示することについて支障があると判断されたレセプト等は、開示できない。 また、保険者によって、レセプトの保存年数が異なる。	特定健診等の内容 ・既往歴の調査結果 ・自覚症状及び他覚症状の有無の検査結果 ・測定結果(身長・体重・腹囲・BMI・血圧) ・血液検査結果(肝機能・脂質・血糖) ・尿検査結果 ・特定健診指導に関する記録等	内容は保険者ごとに異なる なお、一般的な記載内容は以下のとおり ・サービス利用月 ・介護サービス事業者名称 ・サービスの種類 ・サービス利用日数(回数) ・サービス費用総額 ・利用者負担額等
利用件数 (平成18年度)	2,811万件 (政管健保)	6,172件 (政管健保)	-----	保険者数817